

佐賀県選挙管理委員会告示第四十九号

佐賀県選挙管理委員会事務局設置規程（昭和二十七年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十月一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 第二条第一項中「主事」を「主査、副主査又は主事」に改め、同条第二項中「局務を掌理する」を「事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する」に改め、同条第三項中「局務」を「事務局の事務」に改め、同条第六項中「係長」を「係長、主査、副主査」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。
- 5 主査及び副主査は、上司の命を受けて、事務を処理する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。